

大阪府立大学羽曳野キャンパス事務所のキャンパス間連絡バス運行業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成29年11月27日

公立大学法人大阪府立大学理事長 辻 洋

入札説明書(入札公告)

1 入札に付する事項

(1) 入札案件名

大阪府立大学キャンパス間連絡バス運行業務委託契約

(2) 仕様等

入札公告（入札説明書）及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年1月31日まで

(4) 履行場所

大阪府立大学羽曳野キャンパス事務所学生グループが指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のア又はイのいずれかに該当していること。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に係る同法第4条第1項の国土交通大臣の許可（営業区域が府の区域を含む区域であるものに限る。）を受けていること。

イ 道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に係る同法第43条第1項の規定による国土交通大臣の許可（営業区域が府の区域を含む区域であるものに限る。以下同じ。）を受けていること又は同項の許可を受ける見込みであること。

(2) 道路運送法第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し等の行政処分等について、この公告の日において次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）「2. 法令違反に係る点数制度」による違反点数の累積点数が10点を超過している者

イ 「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）中の「2. 法令違反に係る点数制度」による違反点数の累積点数が10点を超過している者

ウ 道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業について、アと同様の基準による違反点数の累積点数が10点を超過している者

(3) 通学、通勤などのために定期的に車両を運行する業務について締結した契約について、平成2

5年4月1日からこの公告の日までの間に1年以上誠実に履行した実績を有していること。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(8) 府税に係る徴収金を完納していること。

(9) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(10) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者((1)キに掲げる者を除く。又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。))

(11) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「098その他運転代行」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、本件入札に参加を希望するものは、次により資格

審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ
(Tel (06) 6944-6644)

イ 申請の方法

- (a) 大阪府電子調達システム(URL(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>))
において必要な事項を入力し、送信する。
(b) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成29年12月5日(火)午後4時

エ その他

詳細は、イ(a)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加申請の方法

- (1) 本件入札に用いる書類は公立大学法人大阪府立大学ホームページ「物品・委託役務発注情報」
(http://www.osakafu-u.ac.jp/public_notice_category/article/) の本件入札詳細、もしくは
「入札に用いる様式等(物品)」(http://www.osakafu-u.ac.jp/info/tender/article/article_format/) からダウンロードして使用すること。

ア 提出期間

平成29年11月27日(月)から同年12月15日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)の午前10時
から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

公立大学法人大阪府立大学 羽曳野キャンパス事務所 学生グループ
〒583-8555 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号

TEL072-950-2960 FAX072-950-2131 MAIL campusbus-opu@ml.osakafu-u.ac.jp

なお、申請書の提出は、書類の内容を説明できる者が持参すること。(郵送不可)

ウ 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加申請書【2-1】(様式第1号)
(イ) 上記2(1)に係る証明書類 アあるいはイの許可の写し
(ウ) 契約(取引)実績調書【2-2】及び契約書等の写し(業務内容が確認できる仕様書等
を含む。)又は契約(取引)実績に係る証明書【2-3】

- (2) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札参加申請書を提出した者に対し、平成29年12月26日(火)付けで入札参加資格確認
結果を通知する。

- (3) 入札に関する質問と回答

仕様に対する質問は、「仕様書に対する質問書」(様式第2号の1、2)を添付した電子メ
ールにより送信することとし、回答は入札参加資格確認通知書の発行を受けた者全員に送信
する。

ア 質問受付期間

上記3(1)アに同じ

イ 提出先

上記3(1)イに同じ

ウ 質問に対する回答予定日

平成29年12月26日(火)

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成30年 1月10日(水) 午後1時

(2) 場所

〒583-8555 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番30号

公立大学法人大阪府立大学羽曳野キャンパス K棟3階501会議室

(3) 提出書類

ア 入札書【3-1】(様式第3号)

イ 入札金額内訳書【3-2】

ウ 行政処分に関する誓約書【4】

5 入札方法

- (1) 入札参加者は、一般競争入札心得を遵守のうえ、所定の入札書【3-1】により入札を行うこと。
- (2) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額)とすること。
- (4) 本件入札は、一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき入札書を提出すること。
- (5) 入札の執行に当たって、入札参加者は、入札資格がある旨記載された通知書(入札参加資格確認通知書)を持参すること。
- (6) 入札に際し、代表者又は受任者に代わり、他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状(様式第4号)を持参し、提出すること。

6 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は、3(2)の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- (2) 入札参加を辞退するとき、または参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 入札前にあっては、入札参加辞退届(様式第5号)を大阪府立大学に提出するものとする。
 - イ 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。
- (5) 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても当該入札には再度申請する

ことができない。

- (6) 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 入札の無効

期限までに一般競争入札参加申請書を提出していない者、入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに公立大学法人大阪府立大学物品関係一般競争入札実施要綱（本学HP）、公立大学法人大阪府立大学一般競争入札心得（本学HP）、この入札公告（入札説明書）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

- (4) 契約書の作成

契約書【5】を作成する。

- (5) 落札者の決定方法

「公立大学法人大阪府立大学一般競争入札心得」（本学HP）に記載のとおりとする。

- (6) 契約保証金

ア 落札者は、一般競争入札心得第10条の規定により契約保証金を納めなければならない。

- (a) 納付期日

契約締結の日

- (b) 納付場所

羽曳野市はびきの3丁目7番30号

公立大学法人大阪府立大学 総務部 羽曳野キャンパス事務所 学生グループ

イ 一般競争入札心得第10条の免除条項に該当するときは、契約保証金を免除する。

- (7) 誓約書

落札者から誓約書（元請用）の提出を求める。

- (8) 契約書等の提出期限

契約書、誓約書等は、平成30年1月24日（水）までに提出しなければならない。

- (9) その他

公立大学法人大阪府立大学一般競争入札心得の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。